

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十号

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例

徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第二十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

2 この条例の施行の日前に、指定認定機関が改正前の第二十四条第三項第一号に該当したことにより第二十八条第二項の規定に基づき行われた当該指定認定機関の指定を取り消す処分については、なお従前の例による。